志木市建設工事前払金要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第７条及び同法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第３条の規定に基づく前金払の支払に関し、必要な事項を定めるものとする。

（前金払）

第２条　前金払を支払うことができる建設工事は、予定価格が５００万円以上で、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社の保証を受けられる場合とする。

２　前金払を支払うことのできる割合は、１件の請負代金額の４割を超えない範囲とする。ただし、１０万円未満の端数は切り捨てるものとする。

（中間前払金）

第３条　予定価格が５００万円以上で、当該工事の工期が２分の１を経過し、既に行われた出来高の経費が２分の１以上の額であると認められるとき、前条の前金払に追加して支払うことができる中間前金払の割合は、１件の請負代金額の２割を超えない範囲とする。ただし、１０万円未満の端数は切り捨てるものとする。

（特例）

第４条　市長は、財政上支障があると認めたときは、前条の規定にかかわらず前払しないことができる。

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。